

原子力災害による県外避難者への支援

— 自治体の支援を中心に —

川崎医療福祉大学
准教授 田並尚恵



1. はじめに

2011年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下、原子力災害とする）は、避難指示が出された周辺地域の住民をはじめ、多くの人々から、それまでの平穏な日々の暮らしを奪うことになった。復興庁によれば2013年2月7日の時点で、福島県内にいる避難者の数は9万7022人である（復興庁「全国の避難者等の数」2013年2月15日）。県外避難者の数は5万7135人にのぼり、避難先は全国47都道府県におよんでいる。筆者は、東日本大震災が発生した直後から避難先の自治体の支援について注目してきた。なぜなら、これだけの多くの人が全国的に避難しなければならなかったのは、阪神・淡路大震災以来のことであり、震災直後から全国各地で避難者の受入れを表明する自治体も少なくなかったからである。また、避難者の受入れについては、災害救助法が適用されるが、支援内容は各自治体の裁量に委ねられており、避難先の自治体によって受けられる支援の差が出てくるのが危惧されたからである。筆者らは被災3県を除いた全国の自治体（44都道府県、1,615市区町村）の避難者支援の担当職員を対象に、県外避難者への支援に関する調査を2011年12月から翌2012年1月にかけて行った⁽¹⁾。調査の内容は、自主避難者を含む避難者の実態の把握、県外避難者支援の必要性、各自治体が行っている支援の状況などについて尋ねた。同調査の結果からは、多くの職員が県外避難者への支援は必要だと考えていた。そして、財源の問題や一般住民との公平性を保つなどの理由から自治体の支援には限界があるため、国が共通の支援メニューを提示し、財源も国が保障する必要があると考えていることが明らかになった。避難

者支援の課題としては、誰を対象にどの程度まで、そしていつまで支援を続ければよいのか、判断に迷うという回答がみられた。これは、原子力災害による避難者が多様な存在であるということも起因している。実際のところ、避難者は、避難指示が出された原子力発電所の周辺地域の住民だけにとどまらない。避難指示が出された区域外でも、放射線量が高い地域のあることが指摘されており、そうした地域からの避難者もいる。また、放射性物質による健康被害（特に子どもへの影響）を危惧して自主的に避難した人もいる。このように避難者は多様だが、避難先の自治体は、法的な規定を前提に支援を実施するケースが多く、避難指示が出された地域とそれ以外の地域からの避難者といった線引きをせざるを得ないからである。それに加えて、今回の原子力災害では、避難指示を発令する際の根拠となる基準の見直しや、避難指示の解除などによって、避難区域の再編が何度か行われている。避難者はその都度、自分たちの生活の見直しを求められ、避難者支援を行っている自治体は、避難区域が再編されると支援の対象が変わるため、支援のあり方を変更せざるをえなくなる場合もでてくるだろう。それゆえに基準の見直しや避難区域の再編が避難者や避難者支援にもたらす重みを考えなければならない。

以上のことから本稿では、まず、避難者とは誰のことなのか、制度との関係から整理しておきたい。そして、避難者への支援の現状と課題について、自治体による支援を中心に、検討したい。

2. 県外避難者とは誰のことか

(1) 県外避難者の分類

ここでは、避難者を、東日本大震災に伴って起きた

原子力災害を契機に避難生活を送っているすべての人と定義しておく。そして、原子力災害で適用された法とその対象となっている避難者を強制避難者、それ以外の避難者を自主避難者へと区別して検討したい。先行研究でも、避難者は、政府の避難指示による強制避難者と、それ以外の避難者（自主避難者など）へと区別されていることが多い。山下（2012）は、避難指示の出されている区域を「第一次避難地域」、避難指示区域外の主に福島市や郡山市といった福島中通りからの自主避難を「第二次避難地域」、関東圏からの自主避難を「第三次避難地域」として区別している⁽²⁾。山下の区分は、賠償の有無、避難の主体性、支援の動きなどを考慮した基準となっている。福田

（2012）は、法的な根拠をもとに、政府の指示による強制避難と、それ以外の避難を自主避難として区別している⁽³⁾。本稿の区分も、避難者を強制避難者と自主避難者へと分けるという点では、上記の2つの先行研究と同じである。だが、強制避難と自主避難の区分は、時間的な経過とともに変化するものであることを主張しておきたい。なぜなら、原発事故の発生直後は距離に基づいて避難指示が出されたが、後に放射線量による基準へと変更された。それに伴い避難区域の再編が行われている。そのため、かつては避難指示区域であったが、現在は避難指示が解除された区域もでてきている。もし、避難指示が解除された後も人々が以前に住んでいた地域には戻らずに避難先に留まった場合、一定の期間が経過すれば、自主避難者として扱われる可能性もある。

その一方で、自主避難者のうち、災害救助法の適用を受けた避難者もいる。そして、2013年3月15日に出された復興庁の「原子力災害による被災者支援施策パッケージ」では、原発事故当時、（警戒区域等を除く）福島県浜通り・中通り、および宮城県丸森町に住んでいた人を自主避難者として新たに支援の対象としている。

このように、原発事故が発生してからこれまで、強制避難と自主避難との境界は変化してきた。そのため、

本稿では自主避難者を、法的な支援の対象となる「自主避難者」と、それ以外の自主避難者へと分けて考えることにする。図1は避難者の分類を図示したものである。強制避難者は、避難指示が出されている区域からの避難者である。避難指示が解除された区域の避難者が避難先に留まる場合は、「自主避難者」へと変化する。図1の矢印は、そうした変化を示している。

本稿では、これらの強制避難者、「自主避難者」、自主避難者という3つの分類をもとに、対象となる避難者について整理しておきたい。

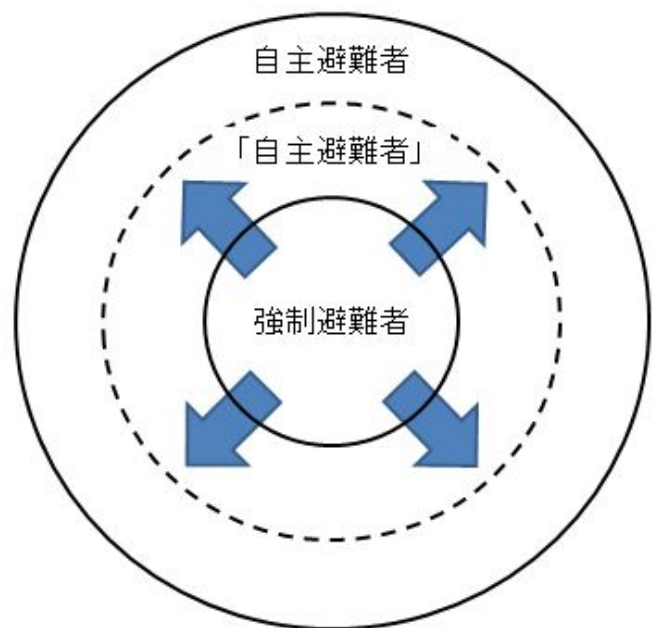


図1 避難者の分類

（2）強制避難者

強制避難者は、原子力災害特別措置法（一部災害対策基本法の読み替え）、原発避難者特例法などの対象住民である。ここでは、避難指示がどのように出されたのか、その経緯をふまえながら述べていく。

① 避難指示の発令

2011年3月11日14時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震が発生し、その40分後の15時27分、福島第一原子力発電所に津波が押し寄せた。それにより15時42分には1号機、2号機、

3号機の全交流電源が喪失し、16時45分には1号機、2号機の非常用炉心冷却装置に注水不可能となった。これを受けて、原子力災害特別措置法（実際には、その読み替えで適用される災害対策基本法）により、福島県は同日20時50分に発電所半径2キロ以内の住民に避難指示を出し、21時23分には内閣総理大臣が3キロ圏内の住民に避難指示、10キロ圏内の住民に屋内避難指示を出した。翌日12日には総理大臣による避難指示が半径10キロ圏内に拡大されたが、午後1号機が水素爆発したことから、さらに20キロ圏内に拡大された。これにより双葉町、大熊町、富岡町の住民全員が避難を余儀なくされた。3月14日には3号機が、そして15日には4号機が水素爆発し、半径20～30キロ圏の住民に屋内退避指示が出された。その後、3月25日には半径20～30キロ圏の住民に自主避難が勧められた。4月22日には20キロ圏内が「警戒区域」に、20キロ圏外で屋内退避指示が出されていた区域のうち、放射線量の高い一部の区域に「計画的避難区域」、それ以外に「緊急時避難準備区域」が設けられた。「計画的避難区域」が設定された葛尾村、浪江町、飯館村、川俣町の一部と南相馬市の一部の地域では、1ヶ月を目処に避難することが求められた。「緊急時避難準備区域」が設定された広野町、楢葉町、川内村、田村市の一部と南相馬市の一部の地域では、引き続き自主避難が促進された。

このような経緯から、当該地域住民は、県内や県外への避難を余儀なくされた。警戒区域、計画的避難区域に指定された地域だけでも住民は約9万人に上る。福島大学が2011年9月に双葉8町村の住民全員を対象とした実態調査によれば、調査時点までの避難回数は、3～4回と回答した人の割合が47.2%と最も高く、5回以上と回答した人も35.6%と高かった（福島大学災害復興研究所「双葉8か町村災害復興実態調査基礎集計報告書（第2版）」改訂2012年2月14日）。原発事故の発生後、事態が刻々と変わっていく中で、避難指示が段階的に発令されていったことが、避難回数の増加につながっていったと思われる。なお、「緊

急時避難準備区域」は9月30日に解除された。

② 基準の見直しと避難区域の再編成

2011年12月26日に「警戒区域」は、段階的に解除されることが決定され、「計画的避難区域」については、見直しが行われ、新たに放射線量を基準とした3つの区域に分けられた。「避難指示解除準備区域」は、年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確認された区域で、そこでは住民の帰還を目指して、除染、インフラ復旧、雇用対策等が迅速に実施される⁽⁴⁾。「居住制限区域」は、年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、引き続き避難が継続される区域である。将来的には住民が帰還し、コミュニティを再建することを目指し、除染やインフラ復旧等が計画的に実施される⁽⁵⁾。「帰還困難区域」は、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の区域である。将来にわたって居住を制限することが原則とされ、区域の設定は5年間固定される⁽⁶⁾。この決定をふまえて、2012年4月1日に川内村は警戒区域が解除され、避難指示区域は居住制限区域と避難指示解除準備区域とに再編された。田村市は警戒区域が解除され、避難指示区域は避難指示解除準備区域に見直された。南相馬市は4月16日に警戒区域が解除され、避難指示区域は帰還困難区域と居住制限区域、そして避難指示解除準備区域に見直された。飯館村は7月17日に計画的避難区域が解除され、帰還困難区域と居住制限区域、そして避難指示解除準備区域に見直された。楢葉町は、8月10日に警戒区域が解除され、避難指示解除準備区域に再編された。大熊町は、12月10日に警戒区域が解除され、帰還困難区域と居住制限区域、そして避難指示解除準備区域に再編された。葛尾村は、2013年3月22日に帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域に再編された。なお、富岡町は3月25日に帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域に再編されたが、除染や社会基盤の復旧などに時間がかかるため、区域にかかわらず帰還困難区域と同じ扱いとし、「原発事故から6年は帰還できない」と宣言した⁽⁷⁾。双葉町の区域の再編は、

4月1日に予定されていたが、見送られた。川俣町も未定である。

区域の指定が解除されれば、住民は戻ってくると予測されるが、実際はどのような状況なのだろうか。実は、解除後も避難先に留まる人も存在する。警戒区域を解除した川内村の場合、震災前の人口は、2,816人であったが、2013年1月末現在の人口は424人と、以前の15%である。ただし、週に4日以上滞在する人を含めると、全体の4割程度になるという。避難指示が解除された後でも、戻らずに避難先に留まった場合には、「自主避難者」になる可能性がある。さらに、一定の猶予期間が過ぎれば、支援の対象にはならない自主避難者となることが予測される。

③原発避難者特例法

原子力災害対策特別措置法以外の支援では、2011年8月12日に「原発避難者特例法」が公布され、9月16日に指定市町村が告示され、2012年1月1日から施行された。同法は、災害が起これなければ被災自治体で受けるはずだった各種行政サービスを避難先の自治体で受けることができる制度である。対象地域は、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯館村の13市町村で、住民票を移さずに避難した者だけでなく、住民票を避難先に移した避難者にも適用される⁽⁸⁾。

(3)「自主避難者」

原子力災害による避難者は、避難指示区域にとどまらない。避難指示区域以外からの自主避難者もいる。そうした自主避難者のうち、東日本大震災による災害救助法の適用地域からの避難ということで、自治体による支援の対象となった避難者もいる。ここではこうした法的な支援対象となった自主避難者を「自主避難者」と区別しておく。冒頭で述べた筆者らの避難先の自治体調査では、県外避難者として支援対象となった人を尋ねているが、「福島県からの避難者に関してはいり災・被災証明を持つ人と同等の扱いをする」と回答した都道府県が6割、「東日本大震災の災害救助法の適

用市区町村に住んでいた人」と回答した都道府県も5割を超えていた⁽⁹⁾。調査結果から、自治体によってはかなり弾力的な対応をしていたことが明らかである。実際に行われた支援の内容については、後で詳述するが、災害救助法の適用を受けた地域は、岩手県、宮城県、福島県が全市町村、それ以外では、青森県(1市1町)、茨城県(28市7町2村)、栃木県(15市町)、千葉県(6市1区1町)、東京都(47区市町、ただし帰宅困難者対応)、新潟県(2市1町、ただし3月12日に発生した長野県北部を震源とする地震により適用)、長野県(1村、新潟県と同様に3月12日に発生した長野県北部を震源とする地震により適用)である(表1)。

表1 東日本大震災における災害救助法適用地域

	市町村数	対象地域
青森県	2	八戸市、おいらせ町
岩手県	34	全市町村
宮城県	35	全市町村
福島県	59	全市町村
茨城県	37	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨木市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、阿見町、那珂市、美浦村、河内町、筑西市、稲敷市、利根町
栃木県	15	宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那須町、那珂川町
千葉県	8	旭市、香取市、山武市、九十九里町、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市
東京都	47	帰宅困難者対応のみの適用のため、省略
新潟県	3	十日町市、上越市、津南町 ※3月12日長野県北部での地震により適用
長野県	1	栄村 ※3月12日長野県北部での地震により適用

出典：厚生労働省「平成23(2011)年東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法の適用について(第11報)」2011年3月24日より作成

また、避難指示区域外でも放射線量の高い地域があるとの指摘があり、そうした地域からの避難者も存在する。2011年8月30日に成立、翌2012年1月1日に施行された放射性物質汚染対策特措法では、国（環境省）が年間の追加被ばく線量が1ミリシーベルト（1時間当たり0.23マイクロシーベルト）となる地域を含む市町村を「汚染状況調査地域」として指定しており、除染計画が策定されている。除染計画が策定された市区町村数は、岩手県3、宮城県8、福島県40、茨城県20、栃木県8、群馬県12、埼玉県2、千葉県9となっている⁽¹⁰⁾。だが、実際に法的な支援の対象者は、これらの区域のなかでもきわめて限定的となる。例えば、2011年12月に、原発事故の賠償の範囲を議論してきた原子力損害賠償紛争審査会が発表した「第一次追補」では、自主避難者の賠償の指針が取りまとめられている。賠償の対象となるのは、原発から50キロの円が一部でもかかる市町村（避難指示等対象地域を除く）で、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、いわき市である⁽¹¹⁾。また、2012年6月21日には「原発事故子ども・被災者支援法」（正式名称：東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律）が議員立法として成立した。同法では、政府が避難指示の基準としている放射線量を下回っているが、一定の基準を上回っている地域について、住民の「避難する権利」「被ばくを避ける権利」を認め、国はそうした避難者に対して生活支援の施策を講ずることが明記された。なお、同法については、対象となる地域が現在のところ特定されていないが、「原発事故子ども・被災者支援法」の対象地域が特定されれば、支援対象区域は拡大する可能性がある。

（4）自主避難者

避難指示区域外の避難者で、さらに災害救助法等の支援の対象外となる避難者である。山下（2012）が

指摘しているように関東圏からの避難者が多いとされているが⁽¹²⁾、その実態は把握できていない。なぜなら、自主避難者に関しては自治体がすべて把握できている訳ではないからである。総務省が2011年4月から稼働させている「全国避難者情報システム」に登録していない避難者も多い。例えば、県外避難者の支援団体「まるっと西日本」の調査では、避難者登録を「知らなかった」と回答した人は全体の3割、「知っているけどしていない」と回答した人は全体の2割を占めていた⁽¹³⁾。両方の回答を合計すると、実に5割以上の方が登録していないことになる。民間の支援団体に登録のある避難者は、それぞれの団体が把握しているが、全国の自主避難者数となると把握できていない。1995年に発生した阪神・淡路大震災では、県外避難者の情報が把握できず、県外避難者に対する支援が遅れたことが後に問題となった。避難者支援を行う上では、避難者の情報を把握することは重要である。今回の原子力災害においても同様のことがいえるため、自主避難者の情報を把握することは、今後の課題である。

実態の把握ができないことに加えて、自主避難者は、制度的な支援の対象外となることが多い。一部の自治体を除けば、公営住宅の一時入居や民間賃貸住宅の家賃補助などの支援が自主避難者には適用されない。

「自主避難者は自らの選択で避難したのだから、自己責任である」といった言明がなされることがある。だが、原子力災害が起きなければ避難はしなかったはずで、そういう意味で災害の影響を被っているといえる。そして、放射能による子どもの健康被害を危惧して避難している場合、母子だけの避難者も多いと言われている。こうした世帯分離による二重生活を強いられている人たちの生活状況は非常に苦しくなっていることが、避難者調査などで明らかになっている⁽¹⁴⁾。

3. 県外避難者への支援とその課題－避難先の自治体の支援を中心に－

これまでみてきたように、支援の対象となる避難者

は多様で、制度によっても適用される対象区域が異なるため、支援する自治体の側は非常に複雑な状況に対応しなければならない。当初から、避難者を「り災証明書・被災証明書を持っている人」に限定していた自治体を除き、原子力災害の避難者に対して広く支援が行われてきたのは、東日本大震災での被害が甚大で、災害救助法の適用地域が広範囲にわたったことにも起因する（1都9県、241市区町村）。災害救助法では、原則として、①避難所、応急仮設住宅の設置、②食品、飲料水の給与、③被服、寝具などの給与、④医療、助産、⑤被災者の救出、⑥住宅の応急修理、⑦学用品の給与、⑧埋葬、⑨死体の捜索および処理、⑩住居、その周辺の土石などの障害物の除去、などの支援が行われる。厚生労働省社会・援護局では、東日本大震災の発生直後から、被害状況を鑑み、被災地はもとより被災地ではない自治体にも弾力的な運用をするように通知していた⁽¹⁵⁾。被災地ではない自治体の側でも、多くの避難者が出ることを予測して、避難者の受け入れの表明がなされた。被災地以外で避難所が設置されることは珍しいが、山形県、新潟県、埼玉県、東京都などでも避難所が設置されている。旅館やホテルなどの二次避難所、公営住宅の提供、さらには民間賃貸住宅の借り上げなどの支援が全国各地で行われた。住宅の提供、小中高校での受入れといった従来の支援に加えて、こころのケア、子育て支援、就労支援、公共施設の無料利用などの生活支援、なかには、避難者に各種企業から割引などのサービスが受けられるカードを配布している自治体もあった⁽¹⁶⁾。

原子力災害に関する避難者に関していえば、2013年2月の時点で、福島県からの避難者は全国47都道府県に及んでいるが、避難者が多い地域にはいくつかの特徴がある（表2）。

表2 福島からの避難者と他県からの避難者ならびに福島県の避難者の割合

	福島県からの 避難者(人)	他県からの 避難者(人)	福島県の 避難者(%)
北海道	1,802	2,939	61.3
青森県	550	1,159	47.5

岩手県	538	40,608	1.3
宮城県	2,328	109,637	—
秋田県	925	1,282	72.2
山形県	9,513	10,084	94.3
福島県	—	97,022	—
茨城県	3,943	5,375	73.4
栃木県	2,948	3,109	94.8
群馬県	1,688	1,803	93.6
埼玉県	3,820	4,037	94.6
千葉県	3,313	3,954	83.8
東京都	7,449	9,078	82.1
神奈川県	2,449	2,758	88.8
新潟県	5,724	5,952	96.2
富山県	243	325	74.8
石川県	350	471	74.3
福井県	243	325	74.8
山梨県	710	826	86.0
長野県	1,003	1,290	77.8
岐阜県	228	339	67.3
静岡県	823	1,204	68.4
愛知県	795	1,231	64.6
三重県	213	500	42.6
滋賀県	229	351	65.2
京都府	702	1,014	69.2
大阪府	734	1,176	62.4
兵庫県	604	1,037	58.2
奈良県	106	187	56.7
和歌山県	54	120	45.0
鳥取県	133	203	65.5
島根県	107	133	80.5
岡山県	339	905	37.5
広島県	322	578	55.7
山口県	83	163	50.9
徳島県	40	88	45.5
香川県	45	100	45.0
愛媛県	106	202	52.5
高知県	63	140	45.0
福岡県	353	747	47.3
佐賀県	134	271	49.4
長崎県	89	152	58.6
熊本県	98	385	25.5
大分県	176	342	51.5
宮崎県	134	262	51.1
鹿児島県	148	270	54.8
沖縄県	738	1,062	69.5

出典：福島県災害対策本部「平成23年東北地方沖地震被害状況速報（第873報）2013年2月20日」より作成

避難者数が多いのは、(1)山形県、(2)東京都、(3)新潟県、(4)茨城県、(5)埼玉県、(6)千葉県、(7)栃木県、(8)神奈川県、(9)宮城県、(10)北海道の順となっており、いずれも福島県からの避難者の占める割合も高い。

(福島県災害対策本部「平成23年東北地方沖地震被害状況速報(第873報)2013年2月20日」)。また、東日本と比較して、西日本への避難者数は概ね少ない。ここから、原発災害による避難者の多くが、福島県を中心とした近県地域か、首都圏への避難であることが理解できる。山形県、新潟県、北海道、などの自治体は、避難者の受け入れに対して比較的柔軟な対応を行った自治体である。山形県では、避難者アンケートを行っているほか、就農支援をはじめとする各種相談支援、冬期の暮らし・雪道運転講習といった山形での暮らしの支援、避難者向けの支援情報の提供、などを行っている。北海道は「ふるさとネット」という避難者登録制度を設け、生活に必要な情報提供や健康相談、放射性物質のスクリーニング検査、スクールカウンセラーによるカウンセリング、農業者の受入れ支援などを行っている⁽¹⁷⁾。新潟県は、高速バス料金の支援、避難者同士の交流支援、その他に生活に必要な情報提供や健康相談を行っている。また、いずれの自治体も中間支援団体と連携して避難者支援に取り組んでいるのが特徴である。

ところで、こうした支援はいつまで継続できるのだろうか。それが今後の課題となってくる。災害救助法での応急仮設住宅の供与期間は、原則として2年が期限で、必要に応じて延長される。過去の災害においては、2004年の新潟中越地震で3年、1995年の阪神・淡路大震災で4年半と、期間が延長された。東日本大震災では、適用期間は、2012年4月に1年延長されることが決定し、2014年3月末が期限となったが、さらに1年延長される予定である。原子力災害による県外避難の場合、「期間困難区域」など今後5年は戻れないとされている地域もあるため、更なる延長の措置が必要となるだろう。先に示した阪神・淡路大震災での入居期間は最大に延長された例で、実際には、

避難先の自治体の支援の多くが2年で打ち切られ、避難者は転居手続きを取って正式入居するか、退去するかを選択を迫られた。転居手続きを取った場合、もはや県外避難者の扱いとはならず、退去した場合には避難者がどこに避難したのか追跡することが難しかった。こうした過去の災害の教訓を踏まえるならば、原子力災害による県外避難者の支援は、より長期的な視野に立った視点が求められる。だが、すでに避難者を受け入れた自治体の一部では、避難者支援を終了している自治体もある。災害救助法では、支援は各自治体の裁量に任されるため地域による違いが出てくる。避難する側からすれば、受けられる支援に違いがあるのは公平ではない。今後は、国が共通の支援メニューを示し、国がその費用を負担する仕組みを整える必要があるのではないだろうか。

補注

- (1) 田並尚恵「東日本大震災における県外避難者への支援—受入れ自治体調査結果から」関西学院大学災害復興制度研究所『災害復興研究』第4号、15-24頁、2012年
- (2) 山下祐介「東日本大震災と原発避難」山下祐介・開沼博『原発避難論』明石書店、22-23頁、2012年
- (3) 福田健治「東京電力による損害賠償」河崎健一郎・菅波香織・竹田昌弘・福田健二『避難する権利、それぞれの選択』(岩波ブックレット)岩波書店、34-43頁、2012年
- (4) 経済産業省『2012年エネルギー白書』44頁、2012年
- (5) 同上
- (6) 同上
- (7) 福島民報2013年3月24日付
- (8) 総務省「原発避難者特例法によるに基づく指定市町村及び特例事務の告示等について」平成23年11月15日
http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/48479.html
- (9) 田並尚恵「東日本大震災における県外避難者への支援—受入れ自治体調査結果から」関西学院大学災害復興制度研究所『災害復興研究』第4号、15-24頁、2012年

- (10) 環境省「原子力発電所事故による放射性物質対策」
<http://www.env.go.jp/jishin/rmp.html#josen-area>
- (11) 福田健治「東京電力による損害賠償」河崎健一郎・菅波香織・竹田昌弘・福田健二『避難する権利、それぞれの選択』（岩波ブックレット）岩波書店，41頁，2012年
- (12) 山下祐介「東日本大震災と原発避難」山下祐介・開沼博『原発避難論』明石書店，23頁，2012年
- (13) まるっと関西「西日本意向調査」
<http://enq-maker.com/result/fmJxIn5>
- (14) 同上
- (15) 厚生労働省社会・援護局総務課長「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について」2011年3月19日
- (16) 例えば、沖縄県では、スーパーでの種割引支援などが受けられる「ニライカナイカード」を発行している。
- (17) 河崎健一郎「求められる、政府による対応とは」河崎健一郎・菅波香織・竹田昌弘・福田健二『避難する権利、それぞれの選択』（岩波ブックレット）岩波書店，47頁，2012年

参考文献

- 1) 河崎健一郎・菅波香織・竹田昌弘・福田健二『避難する権利、それぞれの選択』（岩波ブックレット）岩波書店，2012年。
- 2) 田並尚恵「東日本大震災における県外避難者への支援－受入れ自治体調査結果から」関西学院大学災害復興制度研究所『災害復興研究』第4号，15-24頁，2012年。
- 3) 山下祐介「東日本大震災と原発避難」山下祐介・開沼博『原発避難論』明石書店，19-56頁，2012年。

（原稿提出：2013年4月30日）